

産業廃棄物処理計画書

令和 5年 6月30日

札幌市長 様

提出者

住 所 札幌市中央区南1条西8丁目1番1号

氏 名 株式会社 安藤・間 札幌支店

支店長 渡 辺 健

電話番号 011-272-6500

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社 安藤・間 札幌支店
事業場の所在地	札幌市中央区南1条西8丁目1番1号
計画期間	令和 5年 4月 1日～令和 6年 3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	06 総合工事業
② 事業の規模	9,304百万円 (令和 4年度完工高)
③ 従業員数	77人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	(別紙-1) のとおり

(日本工業規格 A列4番)



産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

(別紙-2) のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度 (令和 4年度) 実績】 (別紙-3) のとおり			
① 現状	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> 環境マネジメントシステム (ISO14001) の取得により、廃棄物の発生抑制と分別活動の実施による混合廃棄物排出量の削減を図る。 			
【目標】 (別紙-3) のとおり			
② 計画	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> 従来からの取り組みを継続する。 			

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 分別している産業廃棄物の種類：(別紙-3) 記載のとおり 分別に関する取り組み：排出時の分別を徹底し、混合廃棄物の削減を図る。
② 計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> 従来からの取り組みを継続する。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	該当なし		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
	該当なし		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
該当なし			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
該当なし			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(これまでに実施した取組) 該当なし	
② 計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t
	(今後実施する予定の取組) 該当なし	
産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
① 現状	【前年度（令和4年度）実績】 (別紙-4) のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) ・関係法令に基づき、廃棄物処分の実施状況を確認・記録している。 ・電子マニフェスト普及率の向上の取り組みを行っている。	

(第5面)

② 計画	【目標】	(別紙-5) のとおり	
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

(別紙-1)

当該事業場において現に行っている事項

④産業廃棄物の一連の処理の工程

・汚泥

処理業者に委託、乾燥分別の上、再利用できるものは再資源化

・廃プラスチック

再生処理業者へ委託—原料・燃料として再資源化

・紙くず

再生処理業者へ委託——再生紙原料・堆肥化原料・燃料として再資源化

・木くず

再生処理業者へ委託—木材チップ・堆肥化原料・敷き藁原料・燃料として再資源化

・繊維くず

処理業者に委託、

・金属くず

再生処理業者へ委託——原料として再資源化

・ガラスくず、コンクリートくず、及び陶器くず

処理業者へ委託

・がれき類

再生業者に委託——再生骨材・骨材として再資源化

・廃石膏ボード

処理業者に委託、——原料として利用可能なものは広域処理事業所へ

(吉野石膏、チヨダ)

産業廃棄物の処理に係わる管理体制

組 織	名 称	役 割
支店長	支店長	①建設副産物に関する方針（安藤ハザマ環境行動計画）に則りその推進及び実施結果と処理実績の評価、見直しを行う。 ②廃棄物処理の委託契約を公印管理規定に基づく公印にて締結する。
安全環境グループ	安全環境グループ：安全環境グループ長	建設副産物に関する以下の業務を行う。 ①関係法令等で定められている計画・届出及び報告書について作業所の処理実績を集計し、関係行政機関に提出を行う。 ②建設副産物関連法規等の情報を工事部門に周知する。
土木部・建築部	土木：土木部長 建築：建築部長	建設副産物に関する以下の業務を行う。 ①建設副産物処理計画の作成、処理業者の選定等において、作業所を指導・支援する。 ②廃棄物処理の委託契約を確認・指導する。 ③電子マニフェストの運用に必要な情報を登録する。また、処理業者の情報について、建設副産物管理システム（業者マスタ等）へ登録・確認を行う。 ④建設副産物管理に関する教育・指導を行う。
作業所	作業所長 (環境管理責任者) (産業廃棄物管理責任者)	建設副産物の発生の抑制、再利用の促進及び適正処理の徹底を図るために以下の業務を行う。 ①作業所の建設副産物処理の計画を作成する。 ②処理業者の調査・選定を行う。（必要書類及び現地の確認） ③関係法令等で定められている作業所に関する、計画、届出及び報告書を作成し、関係行政機関に提出する。 ④作業所内に環境管理組織を編成すると共に、建設副産物管理担当者を決めて日常管理を確実に行わせる。 ⑤社員及び協力会社の作業員等の教育・指導を行う。 ⑥建設系廃棄物マニフェストの交付・管理、処理状況の確認を行う。 ⑦実施結果と処理実績を入力・集計し工事部門へ報告する。

(別紙-3)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

産業廃棄物の種類	現状	計画
	前年度（令和4年度）実績 排出量（t）	今年度（令和5年度）目標 排出量（t）
がれき類	3,163.59	1,848.90
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶器くず（石綿含有）	49.90	29.20
廃プラスチック類（石綿含有）	107.21	62.70
金属くず	31.25	18.30
混合廃棄物（安定型のみ）	10.85	6.30
汚泥	45.50	26.60
紙くず	14.23	8.30
木くず	108.21	63.20
繊維くず	1.40	0.80
廃石膏ボード	26.31	15.40
混合廃棄物（管理型／石綿含有）	35.37	20.70
水銀使用製品産廃 （蛍光灯他）	1.50	0.90
計	3,595.32	2,101.30

札幌市

(別紙-4)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 (現状)

産業廃棄物の種類	前年度 (令和4年度) 実績	優良認定業者への 処理委託	再生利用業者への 処理委託	認定熱回収業者へ の委託	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への委託
がれき類	3,163.59	112.54	3,163.59	0.00	0.00
ガラスくず、コンクリート くず及び陶器くず (石綿含有)	49.90	40.40	49.90	0.00	0.00
廃プラスチック類 (石綿含有)	107.21	101.48	107.21	0.00	0.00
金属くず	31.25	31.25	31.25	0.00	0.00
混合廃棄物 (安定型のみ)	10.85	10.85	10.85	0.00	0.00
汚泥	45.50	0.00	45.50	0.00	0.00
紙くず	14.23	14.23	14.23	0.00	0.00
木くず	108.21	33.49	108.21	0.00	0.00
繊維くず	1.40	1.40	1.40	0.00	0.00
廃石膏ボード	26.31	26.31	26.31	0.00	0.00
混合廃棄物 (管理型/石綿含有)	35.37	34.59	35.37	0.00	0.00
水銀使用製品産廃 (蛍光灯他)	1.50	0.00	1.50	0.00	0.00
計	3,595.32	406.54	3,595.32	0.00	0.00

札幌市

(別紙-5)

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項 (計画)

産業廃棄物の種類	今年度 (令和5年度) 計画	優良認定業者への 処理委託	再生利用業者への 処理委託	認定熱回収業者へ の委託	認定熱回収業者以 外の熱回収を行う 業者への委託
がれき類	1,848.90	66.60	1,848.90	0.00	0.00
ガラスくず、コンクリート くず及び陶器くず (石綿含有)	29.20	23.60	29.20	0.00	0.00
廃プラスチック類 (石綿含有)	62.70	59.30	62.70	0.00	0.00
金属くず	18.30	18.30	18.30	0.00	0.00
混合廃棄物 (安定型のみ)	6.30	6.30	6.30	0.00	0.00
汚泥	26.60	0.00	26.60	0.00	0.00
紙くず	8.30	8.30	8.30	0.00	0.00
木くず	63.20	19.50	63.20	0.00	0.00
繊維くず	0.80	0.80	0.80	0.00	0.00
廃石膏ボード	15.40	15.40	15.40	0.00	0.00
混合廃棄物 (管理型/石綿含有)	20.70	20.20	20.70	0.00	0.00
水銀使用製品産廃 (蛍光灯他)	0.90	0.00	0.90	0.00	0.00
計	2,101.30	238.30	2,101.30	0	0

札幌市